

鎌倉中期反御子左派の古典研究

— 附、鎌倉中期歌壇史略年表 —

福 田 秀 一

鎌倉中期の和歌史に顕著な活動をした反御子左派の盛衰と歌風・歌学・撰集等については、最近小稿〔鎌倉中期歌壇史の活動と業績〕、「国語と国文学」昭三六・八・一二を發表して概観したが、そこに述べたところからも帰納された通り、反御子左派の特質と功績は、歌風に現れた創作面よりも、むしろ評論・批評・撰集等の批評活動や、古典・歌書等の研究にあつた。その意味で、前稿に紙幅の都合によつて省略したこの派の古典研究につき、以下に概観してみたい。

(一) (狭義の) 古典研究

真観や知家が、記紀万葉等の上代作品に深い関心と造詣を有してゐたことは、前稿に述べたから、こゝでは多くを繰返さない。たゞ、その関心が殆んど知的・学者的態度にのみ終始し、語句を模したり証歌に引いたりすることは多かつたが写実とか素朴雄大とかいふ万葉の本質を学んでそれを詠作に生かすことの少かつた点が惜しまれることを確認すれば足り

る。又、この点で、彼等が「古今集」以下代々の勅撰集や中古以来の種々な歌書、例へば「新撰万葉集」①・「古今六帖」②・「天徳歌合」③等をはじめ、「六百番歌合」④・「千五百番歌合」⑤・「建保内裏名所百首」⑥等から、当代の撰集⑦・歌会⑧・百首⑨等に至るまで、必要とあれば証歌・例歌をうるさいまでに出し、時には「文選」⑩・「文集」⑪なども引用してゐることを付け加へておく。その効果や意義はともかくとしても、彼等の博覧と努力は多とすべきであらう。

こゝで一言しておきたいのは、「源氏物語」に対する関心である。それも、歌合判詞で源氏に言及する程度のこととは⑫、さう珍しくもないし、「千五百番歌合」その他の判詞に「狭衣物語」などまで引用して博識を示した顕昭には及ばないであらうが、鎌倉中期の反御子左派の人々も、かなり深く源氏を読んでゐたと思はせる資料がある。それは、先般今井源衛氏によつて発見・紹介された⑬「光源氏物語本事」(松平藏「歌書」の中)の冒頭に記された次の一節である。

・更級日記菅孝標ひかる源氏の物かたり五十四帖に譜ぐしてと有。

(中略)

・庭云、譜ぐしては、譜とはいかなるものにかと年来の不重(審之)にて、心の中にたくはへ侍るまゝに、この物語さたする人ごとに尋付き。方々の義は、おろ／＼しるし侍らん。

・衣笠内府家―仰には、系図はむかしより物語にそひたるよし所見あれば、それなどにこそはあし(あま)。

・知家卿云、文ぐして也。うちふみの事也。

・真観殿西山にて雑談のつゐでたづねいで、侍しかば、宮内少輔伊行朝臣こそ歌等に勘注をばつくりたれ、上代の事は更級日記なりとても信用しがたしと侍き。

(後略)

即ち、この文の筆者「庭」(この一字名の字形も明瞭でなく、誰かとも思はれる。たゞ、基家とすると、閑職にあつたと云へ、前内大臣の身で一介の歌僧真観を西山に訪ねたといふ点に不審が残る)は、「譜ぐして」の句の意を知るために、「この物語さたする人ごとに」尋ねたといふが、そこで彼が質した五人の中に、家良・知家・真観の三人が入つてゐるのである。(因みに、他の二人は、宰相入道頼隆と堀川具氏である。)真観の如きは、満足に答へることができず、伊行釈にもないから判らないと言つてゐるに過ぎないが、それでも伊行釈の名とそれが主として引歌の注であることを知つてゐるし、彼等がそ

れ／＼源氏について一家言を有してゐると、少くとも一部では、見なされてゐたらしいことは、こゝに名を挙げられた人々(序でに云へば、右の具氏は、別稿に示し)と「庭」とが親しい仲間であつたらしいことと共に、注意してよいであらう。そしてこのグループが即ち反御子左派であつたと考へてよいであらう。周知のやうに、当代は同じ頃に、為家は雅有らに源氏の講説を行つてゐた(かよひ)のであるが、為家の場合は、雅有の文から想像すると、かなり趣味的・鑑賞的な読み方であつたらしく、理知的・学究的なこの派の人々の態度とは、自ら徑庭のあるものだつたと思はれる。簡単に云へば、為家と彼等との源氏に対する態度は、それ／＼俊成と顕昭のそれに近いものであつたと言へよう。尤も、顕昭とも又定家などとも違つて、反御子左派の人々は、古典の注釈書を遺してをらず、著した形跡も見当らない。

なほ、最近稻賀敬二氏によつて紹介・考察された書陵部蔵「源氏秘義抄」附載の仮名陳状によれば、宗尊親王の許で、恐らく飛鳥井教定(雅有の父)を奉行として、源氏絵の制作が行はれ、その新作の絵やその本文について、土御門院小宰相(原文には「宮内卿家隆の孫」とあるが)が批判を加へて応酬(恐らく「孫」は「女」の誤伝であらう)のあつたことが判る。宗尊親王は、一方で為家にも師事してゐたから、反御子左派の庇護者と決めることはできないが、真観や知家、特に前者と深い仲にあつたことは事実であり、又教定とその子雅有についても、一方は専ら閑東に仕へたため、一方はその活躍期には既に反御子左派も消滅してゐた

めに、この派には数へ入れられないが、顕昭の学書が、その奥書によればすべて雅有の手に入つてゐるなど、この派との関係は無視できないやうであり、最後に土御門院小宰相は、前稿にも触れ本稿にも述べる通り、この派と親しい立場にあつたことが明かなので、つまりこの源氏絵の制作者やその批判者も、若干反御子左派の色彩を帯びてゐたことを指摘し、この派の古典への関心の深さを知る一助と見たい。

(二) 歌書の書写・校訂及び貸借・相伝

次に、この派の最大の功績とも言ふべき、多数の歌書類を書写或いは相伝して後代に伝へた点につき、今までに調査し得たところを報告しておきたい。

かつて島田良二氏が「三十六人集諸本と系統」を概説された(『国語と国文学』)際、「現存私家集で建長の奥書のある本はかなりある所よりすると、その頃私家集の書写がかなり多くやられた様に思はれる」と述べて、その例として、書陵部本から

三条右大臣集(圖書番号五〇一・六九)

深養父集(五〇一・三四)

躬恒集(一五一・四五)

九条右丞相集(五〇一・七〇)

業平集(五一〇・一二)

小町集(同前)

の六集を挙げられたが、建長年間を挟んでその前後に亘る一時期に書写校合された歌書は、実は甚だ多いのである。しかも、注意すべきは、その書写校合に當つた者やその原本の所

持者が反御子左派の人々である場合の非常に多いことである。これは、この時期に彼等が少からぬ私撰集を撰んだことと、恐らくは密接な関係があらうと思はれるが、その辺の事情は、年表としては本稿の終に付載したので、今は歌書類に、反御子左派の手を経てゐると判るもの又はその可能性のあるものを、管見の及んだ範囲で列記してみる。もとより調査の疎漏や今後の発見は少くないであらう。なほ、前稿と同様、反御子左派の者には**を付しておく(四三頁追記参照)。

(1) 勅撰集(個々には断らないが、松田武夫氏「勅撰和歌集の研究」や「圖書寮典籍解題文學篇」によるところもある。)

古今集(西下経一氏「古今集の伝本の研究」や「国語国文学研究史大成、古今集・新古今集」をも参照した。)

宝治二年二月九日、真観が書写してゐる(本、呉文炳氏藏貞応載所)

同 三年三月十九日、真観が書写してゐる(「大日本歌書文学大辞典」(「真観」の項)所載、青木信寅・黒田太久馬曰蔵本、但し或いはこの奥書は読み誤りか何かで、この本は右の呉文炳氏現蔵本)。

建長八年七月三日、寂恵は、この年三月九日に書写した本に、基家本以下七本によつて校合を加へた(武田本)。同八年四月五日〜八月三日、親行は、建長六年に書写した本に、基家本他七本によつて校合を加へた(竹柏園)。

後撰集

寛元四年二月廿八日、真観は、為家から借りた定家筆天福二年本を書写し(関戸家旧蔵片仮名本奥書)、

宝治元年十月二日、定家筆貞応元年本をもつて校合した
前⑧。

拾遺集

寛元三年六月九日、真観は、為家から定家筆本を借りて

書写した(日大図書館蔵伝為明筆本及び嘉永六年刊小。型三代集本各奥書。前稱第一章注3参照)

後拾遺集

寛元四年三月、真観は為家本を書写し、

文応二年二月廿一日、公朝がこれを転写した(吉川家蔵八代)

集本及び書陵部蔵兼右本二十一
代集〔五一〇・一三〕本各奥書

寛元元年九月二日、某は、前左兵衛佐行宗朝臣(現存六か

ら知家筆本(柳原本等と同じく、季經・頭家の奥書がある。)を借りて書写したが

宝治二年秋頃、右大臣に借り召された後、破損したとい

ふ(書陵部蔵御歌所本〔二〕。一〇・六七)奥書

建長元年十二月十四日、明教なる者が、知家所持清輔筆

二度本を書写した(正宗教夫氏旧藏本等。奥書注⑩参照。)

同 二年某月七日、某は、兵部大輔雅(公卿補任)の経歴

法性寺雅平ではあるまいか。雅平と反御子左派との関係は、以下の所説から明かになる。)

筆二度本を書写した(前記御歌。所本奥書)。

新古今集

延応元年十月十八日〜十一月廿二日(合点本)及び

同年十一月十六〜廿三日(鳥丸本・小宮氏蔵本)某は、基家⑧所持

家隆筆隱岐本を書写した(書陵部蔵鳥丸本〔四〇五・一〇二〕本等奥書。及び小宮氏蔵。)

寛元元年四月十日〜六月十四日、某は、基家所持定家自

筆本をもつて校合した(前記合点本奥書。)

同年六月十六日にも、某(恐らく右合点本の校合は、基家所持定家自筆本をもつて校合した(前記小宮本奥書。鳥丸本の奥書は、これを抄略した)ものか。)

同 二年三月十八日、真観が書写してゐる(弘文社善本目録)。

(2) 私家集(図書寮典籍解題)及び「桂宮本叢書」によるところが多い。

(1) 三十六人集

人麿集

宝治二年三月十八日、真観が書写してゐる(弘文社善本目録)。

同異本

寛元三年八月五日、家良は「或所御本」(恐らく基家⑧を

書写し、

建長五年五月八日、日孝⑨なる人物がこれを書写した(書陵部蔵。異本奥書。)

貫之集 異本

建長四年六月十日、真観は「前相国」(久我通光か)写本を書

写して後嵯峨院に上り、

文永十二年、某(氏伝為)がこれを書写した(「弘文社待賢古書目」第三十三

母・久曾神昇氏「三十六人集」。
及び「国書聚影」各所載本奥書。

躬恒集

建長四年二月五日、某は、「或貴所御本」(恐らく基家所持) 本注⑨参照) を書写した(書陵部蔵「一五一」)。

業平集

宝治年間、某(或いは真観か)が法性寺雅平本を書写し、
建長四年、「三条三位入道」(後掲「友則集」の奥)本をもつて校合し、

同五年四月廿日、「北相公」(或いは実氏か)本によつて校合した本に、更に、

同六年正月十七日、「九条三位」(知家)本によつて校合を加へた本(又はその転写本)が、「靈山」(恐らく真観の子定円)にあつたのを、

文永十二年四月十六〜七日、素寂が同法に詔へて書写せしめてゐる(書陵部蔵甲「五一」)⑩。

素性集

建長三年七月、某は、行家筆院(後睦職院か)御本を書写した(歌仙家集)。(本等奥書)。

友則集

宝治三年正月廿一日、某(或いは真観か)が、「三条三位入道伊成卿本」を書写し、「法性寺少将雅平朝臣本」をもつて校合し、更に

建長六年正月十六日、「大宮三位入道知家本」をもつて校合した本が「靈山」(恐らく定円の)に あつたのを、(許。注⑩参照)。

文永十一年三月廿八日、素寂が書写して、友則の家系・位階につき考証を加へた(書陵部蔵甲「五一〇・一」)。(本奥書。注⑩参照)。

猿丸集

宝治元年、某(或いは真観か)が書写して、
同三年正月廿八日、法性寺雅平本をもつて校合し、更に
建長六年正月十七日、「九条」(知家)本により校合した(書陵部蔵丙「五〇一」)⑫。

小町集

建長六年七月二十日、某(恐らく真観)は、安元二年十一月八日頭家筆知家所持本を書写した(書陵部蔵甲「五一」)⑬。

朝忠集

建長六年十二月廿四日、某は、「右大弁入道」(真観)本を借りて書写した(歌仙家集)。(本奥書)。

順集

宝治三年二月三日、某(或いは真観か)は、法性寺雅平本をもつて校合し、その本(又はその転写本)の「靈山」(恐らく定円の)にあつたのを、

文永十二年三月六日、素寂が書写してゐる(書陵部蔵甲「五一〇・一」)⑭。(本奥書)。

(四)その他(順序は、平安時代の作家については、久曾神昇氏『三十六人集』付載「現存家集一覽」による。)

深養父集

建長五年三月廿六日、某(或いは基家か)は、家隆筆本を書写し

た(書院部蔵孤〔五〇〕
一・三四〕本奥書)。

三条右大臣集

建長五年四月廿六日、某(知家か)が、真観本を書写し、

弘長二年十月十三日、某(行家か)がこれを書写した(書院部蔵

甲〔五〇一〕
六九〕本奥書)。

九条右丞相集

建長五年二月廿六日、日孝が土御門院小宰相本を書写し

(次の奥書によれば、この本は後に真観の手に入つたらしく、従つて日孝は恐らく基家の許にあつた土御門院小宰相本を書写して、真観に与へたのであらう。)

弘長二年八月十八日、某が「尚書禪門」(真観)本をもつて

書写した(書院部蔵〔五〇一〕
・七〇〕本奥書)。

西宮左大臣集

建長五年四月十三日、某(或いは日孝か)は、治承三年七月二日

奥書本(後掲「兼澄集」・「橘為仲朝臣集」・「六条修理大夫集」等から察すると、重家あたりの書写にかゝる

知家所持)を転写した真観本をもつて書写した(類從本本か。)

祭裏本(橋本不美男氏『群書解題』所説。)

による)・岡山大学池田家文庫本各奥書)。
弘長二年八月二日にも、某(右と同一人物か否かは不明だが、恐らく別人か。橋為仲朝臣集)

の条参照)は、真観本をもつて書写した(書院部蔵祭裏本・岡山大学池田家文庫本各奥書)。

曾丹集

弘安頃、某(伝為)は、「尚書禪門」(真観)本をもつて

書写した(呉文炳氏蔵「国書寮」
影)所載本等奥書)。

兼澄集

建長五年四月九日、某(或いは日孝か)は、「三位入道」(知家)所

持治承四年二月十一日奥書(重家もしくは顕家など、知家の父祖の一人のものと思はる)本を書写し、

後に(年月)不詳)、再び「大宮三位入道知家本」をもつて校合し

た(書院部蔵甲〔五〇〕
三・六三〕本奥書)。

実方中将集

建長元年三月、某(或いは真観か)は、「法性寺少将雅平本」を

人に誂へて書写せしめ、

建治元年五月廿二三日、素寂はこれを書写した(書院部蔵戊本

書)。

能因法師集

寛元四年十二月三日、真観が、「九条入道三位」(知家)本

を書写し(次の奥書が続いてゐるところによれば、真観はこの本を道家に献じたのであらう。)

建長五年九月十四日、定^{*＊}円が嶺^{*＊}殿^{（基家の）}御本を拝借し
て書写し、

弘安八年夏頃、八月廿五日、玄覚が人をして書写せしめ
校合した^{（書陵部蔵「五〇」）}。

範永朝臣集

建長六年二月廿七日、真^{*＊}観は、病悩の際、「或貴所」<sup>（恐ら
家。注⑩）</sup>より下された本を書写したが、その本は破損
が多く、そこを欠けたまゝにして、他本をもつて補入
した。そして、

後に^{（年月）}、仰せによつて献上した^{（書陵部蔵甲「五〇」）}。

橘為仲朝臣集

建長五年三月九日、日孝は、「大宮三位知家入道」所持
治承四年二月五日奥書^{（兼盛集の条参照）}本を書写し、

弘長二年十月、某は、これを書写した<sup>（類従本後
集奥書）</sup>。

帥中納言俊忠集

寛元四年十二月廿日、真^{*＊}観は、寛喜二年六月十四日に源
家長が定家本を書写した本を書写した<sup>（書陵部蔵乙「五
〇一・三二八」
本奥）</sup>。

六条修理大夫集

建長五年正月五日、某は、「藤三位」<sup>（知家で
あらう）</sup>所持治承
四年九月廿八日奥書^{（兼盛集の条参照）}本を書写した<sup>（類従本
奥書）</sup>。

散木奇歌集

宝治元年九月廿七日、某<sup>（或いは
知家か）</sup>は、頭昭筆本を書写し
た<sup>（書陵部蔵
本奥書）</sup>。

基俊集

建長六年閏五月五日、土御門定実は、「入道右大弁光俊
朝臣秘本」を書写した<sup>（書陵部蔵甲「一五〇・五七八」本
奥書。但し定実と真観との關係に
ついては未だ
勘へ得ない）</sup>。

頭輔家集

寛元四年十一月九日、真^{*＊}観は、「九条入道三位知家本」
を借りて二時の間に書写した<sup>（岡山大学池田
家文庫本奥書）</sup>。

桂大納言家集

文永十一年、真^{*＊}観は、定家筆本を書写したと思はれる
<sup>（書陵部蔵甲「一五〇」
・「五七二」本奥書）</sup>。

寂蓮法師家集

建長五年十一月七日、某<sup>（或いは
真観か）</sup>の書写した本があり、
その本又はその転写本が「大原野禅尼」のところにあ
つたのを、

弘安四年五月、八月、玄覚が善峯寺の信宗<sup>（或いは
信窓）</sup>阿闍
梨に書写せしめ校合した<sup>（高松宮家「二本」・神宮文庫
本奥書）</sup>。

なほ、

建治二年九月三日、某は、「九^{（条）}内府^{（基家）}御本」
を書写校合したやうである<sup>（神宮文庫蔵本奥
書。注⑩参照）</sup>。

玉吟集

寛元三年冬、基家は、家隆の詠草を整理・編集し、
建長六年十一月廿三〜廿六日、真観はこれを書写し、
同七年正月十一日、日孝がこれを書写した(高松百家等蔵本奥書)。

拾遺愚草員外

寛元元年八月廿二日、「沙門」某(恐らく真観)が石山寺勝南

院房で書写し、表紙に「右置(大弁の誤写か) 禅門真観手跡」
なる旨明記されてゐる本を、

弘安五年正月〜五月、寿(恐らく「善」の誤写であらう) 峯寺西尾西夷

房において、玄覚が書写校合した(名大藏来 田本奥書)。

以上のやうに、勅撰集と中古以降の私家集とだけでも、少
からぬ歌書が、この派の人々の手によつて書写もしくは相伝
されてきたのであるが、こゝでもう一つ注意すべきは、彼
等が

(3) 万葉集と万葉集時代考(万時)

の流伝にも与つてゐることである。即ち、既によく知られて
ゐる(管見の範囲では、吉永登氏「仙覚の万葉集校合に寄与し
た人々」『国語国文』昭三三・八)が要を尽してゐるが、

仙覚本(文永三年本並びに京大本校合禁裏本)の奥書に列挙された仙覚の校合本
の中に、「尚書禅門真観本」と「六条家本」との名も見えてゐ

る。前者は、弘長元年夏の校合に用ゐられたものであるが、
「元家隆御筆本」とあり、上記のいくつかの歌書(「新古今集」
「深養父

集「九条右」の例から考へて、基家を通じて真観の蔵に帰し
承相集(他)のものであらう。後者は、弘長二年正月の校合に用ゐられて
ゐるが、承安元年に重家(知家の祖父)が書写して「可秘蔵ニ々々
々」と記した(尤も、この文句は一種の定型である)もので、六条家に代々伝つ
たものと覚しく、当時は行家の許にあつたものかと思はれ
る。

このやうに、仙覚の校合にも用ゐられるやうな「万葉集」
の善本を持つてゐたことが、真観や知家をして、前稿(第三章)
に述べたやうな万葉への造詣を生んだのだとも言へようが、
重代相伝した知家の場合はともかく、真観においては、むし
ろ万葉への傾倒があればこそ、家隆本を入手し得たのだと考
へるべきであらう。いづれにせよ、この兩名が仙覚校本に寄
与したことも、前稿(第二章)に述べた諸事実と併せて、中世
における「万葉集」の享受・研究の歴史の上に、記憶されて
よいと思ふ。

一方、俊成の「万葉集時代考」(略称)の伝存には、基家
が与つてゐると思はれる。即ち、その奥に、

(A) 此一巻、就後京極殿于時御尋所被注献之也。五
条入道殿御消息也。正本は在九条殿ニ云々。是は九条
前内府御筆也。

(B) 以藤谷殿御本一書写交合訖。奥書は藤黄門御自筆也。御
本者巻物也。追期之後者、可奉返家門一者也。

(後略)

桑門潤為

とあり、(B)の筆者潤為(「風雅集」に「權少僧都」と見え、松田れてゐるやうに、「難後拾遺」諸本の貞和四年の)によれば、(A)は權少僧都相潤の奥書の次に、その名が見える。為相が自身の本に記したものだといふ。そして、この(A)の前半からは、既に周知の成立事情が知られるに過ぎないが、後半から、伝来に関して、原本は九条家にあると言はれること、そして「九条前内府」がそれを転写してゐたこと、の二点が判明し、かつ後者からの転写を重ねて今日見る本に至つたことが、(B)以下の奥書から明白である。

かく、本書の伝来に重要な役割を果たした「九条内府」は誰かと言ふに、前述「新古今集」の奥書(注⑩)その他と同じく、基家であることは誤ないであらう。かつ、(B)の奥書によれば、その基家筆本は為相の所持するところとなつてゐた。基家の手中にあつたと思はれる本が冷泉家に入つたらしいことは前に一言した(注⑨)が、これによれば、その譲渡は為相の時代もしくはそれ以前(と言つても、為家の時代とは考へにくうか。いづれにしても、年時や経路は不明ながら、阿仏・為相母子の関東で活躍したことが、或いは関係してゐるかも知れない。)に行はれたと推定される。

又、行家は

(4) 新撰万葉集 原撰本④

の伝来にも与つてゐる。即ち、現存兩本(系統は極めて近く、公条に至るまでの間に分れたものとさ)の奥書によれば、文永十一年十二月三日に「九条二品本」をもつて書写したとある

が、この「九条二品」は久曾神昇氏(注⑤所)の説かれた通り行家であるから、当時行家が一本を所持してゐたことが判る。恐らく父祖より相伝の本であらう。

上記のやうな歌集類に比べて、

(5) 歌学・歌論書

の方面では、前述の「万時」の他に、彼等の書写・相伝したものは多く見出されないが、一つ注意すべきは、仮名本「詠歌大概」(東大國語研)の奥に

本云 京極中納言定家卿被進梶井宮也云々

端入道右大弁筆光俊

奥靈山法印定円筆

と記されてゐる④ことである。「光俊」の二字は恐らく後人の注記と思はれ、少くとも右寄せの傍注であるべきと考へられるなど、この奥書にも多少の問題はあらうが、真観・定円の兩筆と言ふのは十分考へ得ること、無下に却けるべきではあるまい。伝来が問題視される仮名本「詠歌大概」だけに注目してよいであらう。

以上に列挙した、反御子左派の人々の手による歌書類の書写・相伝を通じて、若干の興味深い事実が明かになつたと思ふ。最後に要約として、それを簡条書にしてみよう。

一、反御子左派の人々は、建長年間を挟む鎌倉中期の一時期に、甚だ意欲的に多くの歌書(特に勅撰集)を書写校合し又はさせたこと。

二、彼等の書写した系統の本には、今日孤本や異本^②として注意すべきものも多く、彼等の古典書写は、歴史的にも重要な意義を有すること。

三、彼等が書写校合に際して依拠使用した本は必ずしも明確でないが、

(1)寛元四年以前には、為家の所持本もあつたこと。

(2)「或所」(「人麿集」)・「或貴所」(「範永朝」)など記されて、基家所持の本もあつたらしいこと。

四、その基家は、定家筆本(「新古今集」)をも若干所有してゐたらしいが、一方、この派に親しかつた土御門院小宰相を通じてか^③、家隆の蔵書を譲り受けてゐたらしいこと。

五、又、その基家所持本は、為相の時代までに冷泉家の所有に歸したかと思はれる(「少くとも、さういふ」)こと。

六、彼等は、恐らく、宗尊親王の師範として何度か鎌倉に下向・在住した真観を媒介にしてであらうが、関東関係の学者や歌人と深い交渉を有したこと。即ち、

(1)仙覚の「万葉集」校合に、真観と行家の本も提供されてゐる。

(2)寂恵や親行の「古今集」校合に、基家の本も利用されてゐる。

(3)この派の人々の手を経た「能因法師集」・「寂蓮法師家集」・「拾遺愚草員外」等を、玄覚が(「少くとも後二」)入手して書写してゐる。

(4)彼等の一人(「恐らく」)が法性寺雅平の本を書写した「業平

集」・「順集」・「実方中将集」等を、素寂が(「前二者は恐らく定後者はその」)入手してゐる^④。
点不明。

七、右にも触れたやうに、法性寺雅平も、その妻弁内侍を通じてか否かは未詳ながら、この派の人々(「乃至は」)と親しく、その所持本を見せたと思はれること。

八、日孝なる人物も、この派の人々(「土御門院小宰相を含む」)と親しい関係にあつたらしいこと。

以上、雑駁な調査の結果を記して、大方の御利用と御批判とを望みたい。

〔注〕

① 前掲(第三章)に引用した「蓮性陳状」の一節に見える。

② これも「蓮性陳状」に「古今六帖と申候集には、題をつくりて候にも、枝折をば木の部に入るとおぼえ候。山の類には見えぬ事にて候」とある。

③ これは、後世歌合の軌範と仰がれただけに、しばしば引用され、忽卒の間の調査によれば、次の如くである。

「春日若宮社歌合」判詞 一回(一番)

「百首歌合」判詞 二回(二百三十五番・三百七十七番)

「撰政家月十首歌合」判詞 三回(三番・廿一番・四十四番)

④ 現在までの調査では、次のやうに引かれてゐる。

蓮性陳状 一回

「撰政家月十首歌合」判詞 三回(十番・十三番・十八番)

⑤ 管見の範囲では、次のやうな所見がある。

蓮性陳状 二回

「百首歌合」判詞 一回(三百四十番)

「歌合当座」判詞 三回(五番・七番・十五番)

「撰政家月十首歌合」判詞 五回(九番・廿一番回・四十四番
・六十四番)

⑥ 「百首歌合」判詞(二百七十五番^{知家})に見える。

⑦ その大要は、左の通りである。

(1) 続後撰集

「百首歌合」判詞 一回(二番^{基家})

「歌合当座」判詞 一回(十五番)

「撰政家月十首歌合」判詞 四回(十三番・三十五番・四十
二番・五十五番)

「龜山殿五首歌合」判詞左方申分(真観^{の記}二回(十三番^{行家}
発言

・四十五番)

(2) 雲葉集

「百首歌合」判詞 一回(三百三番^{知家})

「宗尊親王家百五十番歌合」判詞 一回(九番)

(3) 石間集

「撰政家月十首歌合」判詞 一回(十二番)

⑧ 例へば、「撰政家月十首歌合」の判詞には、「宝治元年仙洞
五首」(六十)・「弘長三月九月十三夜内裏御会」(十九)・「弘
長三年内裏百首」(三十)等の名も見える。

⑨ 例へば、「蓮性陳状」に貞永元年の「洞院撰政家五首題百
首」や寛元二年に真観の勸進した「結縁経百首」等の名が見
え、「百首歌合」判詞(五番^{基家})には「貞永百首」の名が、
又「歌合当座」判詞(廿七番)には「弘長元年百首」の名が、
それらへ見えてゐる。

⑩ 「夫木抄」に引かれた「百首歌合」佚文の判詞に二箇所見え
る。共に真観の判詞で、一つは卷二十四(河)の基家の歌に対
して、他は卷二十七(亀)の家良の歌に対して、加へたもので
ある。

⑪ これも、前注の場合と同じく、「夫木抄」(卷二十)に引かれ
た「百首歌合」の佚文(家良)の真観の判詞に見える。

⑫ 例へば、知家は、「百首歌合」三百卅九番左の承明門院小宰
相の
けふだに春の名残をとひこかし藤の色こきたそがれの空
に對して、
「藤の色こきたそがれ、源氏の物語の歌すこしもかはる所
なき、いかが。
と言ひ、真観は、「龜山殿五首御歌合」四十八番右(左は真
雅忠の
まどろまで人のつらさを歎くまに夢さへたえて幾よへぬらん
に對して、
右歌、源氏物語歌のことばづかひ、いと優にこそ侍りける
を、当座に申出人侍らずして、負と成にけり。
と言つて、いさか術学的な態度さへ見せてゐる。

⑬ 「了悟「光源氏物語本事」について」(『国語と国文学』昭三
六・一、若干訂正して「源氏物語の研究」所収)。

なほ、この機会に、末尾の条に記された三人の女性について
或いは手がかりになるかと思はれる点を若干報告しておきた
い。即ち、
關東城介、平嶋入道もちて、春日局 近衛 官女 讃岐局
北殿 琵琶局 人

近衛 官女 讃岐局
北殿 琵琶局 人

近衛 官女 讃岐局
北殿 琵琶局 人

近衛 官女 讃岐局
北殿 琵琶局 人

近衛 官女 讃岐局
北殿 琵琶局 人

近衛 官女 讃岐局
北殿 琵琶局 人

近衛 官女 讃岐局
北殿 琵琶局 人

近衛 官女 讃岐局
北殿 琵琶局 人

近衛 官女 讃岐局
北殿 琵琶局 人

近衛 官女 讃岐局
北殿 琵琶局 人

近衛 官女 讃岐局
北殿 琵琶局 人

近衛 官女 讃岐局
北殿 琵琶局 人

近衛 官女 讃岐局
北殿 琵琶局 人

近衛 官女 讃岐局
北殿 琵琶局 人

近衛 官女 讃岐局
北殿 琵琶局 人

近衛 官女 讃岐局
北殿 琵琶局 人

近衛 官女 讃岐局
北殿 琵琶局 人

近衛 官女 讃岐局
北殿 琵琶局 人

近衛 官女 讃岐局
北殿 琵琶局 人

近衛 官女 讃岐局
北殿 琵琶局 人

近衛 官女 讃岐局
北殿 琵琶局 人

近衛 官女 讃岐局
北殿 琵琶局 人

近衛 官女 讃岐局
北殿 琵琶局 人

近衛 官女 讃岐局
北殿 琵琶局 人

近衛 官女 讃岐局
北殿 琵琶局 人

近衛 官女 讃岐局
北殿 琵琶局 人

近衛 官女 讃岐局
北殿 琵琶局 人

のたよりにて被送状之。源氏抄事、たび／＼申候に、なにともうけ給らず、心もとなきやうに候。かまへてこの便宜に一見候やうに候はゞやと、冷泉とかやへつたへ申されて、又右の事いかにそうあるかとかすがどの、御つばねへ やすもり

(後略)

とある、「春日局」・「讃岐局」・「冷泉」の三名についてである。春日局は、「近衛北殿」(今井氏は「尊卑分脈」に近衛家基の母を「家女房」と記してゐるところから、或いは家基の父基平の北)との関係が不明ながら、

「金沢文庫古文書」(旧輯二ノ四四九番)金沢貞顯書状に、春日局逝去事、無申計候。年来申承候之間、特歎入候／＼。と見える人物ではあるまいか。

「讃岐局」は、同じく「金沢文庫古文書」(新輯六ノ四)氏名未詳書状(第七紙背)に、

六はらどの、御台所御うち、さぬきのつばねへの状、御伝候て可給候。

と見える人物ではないかと思はれる。一方、文永元年六波羅南方に補して、同九年いはゆる二月騒動で誅せられた北条時輔(男頼)の母が、「北条九代記」に「將軍家讃岐」とあるが、これが上記の「六はらどの、御台所御うち」であるか(さうだとすれば、代も文永元年から九年までと限られることになる。)否かは、筆者に明かではない。

又、冷泉は、今井氏は一応為相を有力視されたが、後(書)に

「冷泉とかや」の語調からみて、冷泉はあるいはむしろ女房名と見るべきかもしれない。

と言つてをられ、私はこの方に賛意を表したい。参考程度かと思ふが、やはり「金沢文庫古文書」(旧輯二ノ五九九番)金沢貞顯書状に、

陸奥左馬助の許に候御妻こそ、息女の冷泉殿とて御所に奉公候つるが、一昨日他界候程に、御妻の悲歎無申計事候之由、只今承候。

とあるのも、一証とならう。

⑭ 本書の著者「庭」の別名と見られる「了悟」については、筆者も何等明かにし得ないが、たゞ松田武夫氏(究)『金葉集の研』の報告された、故正宗教夫氏藏建治元年奥書本二度本「金葉集」及び昭和三十九年五月の三都古典研究会主催古典繪展観入札会に出品された伝為世筆の同集(恐らく前者と密接な転写)に、知家本(清輔本を書)を写した建長元年十二月の明教の奥書に続いて、

先人奥書之本、令相伝之處、去文永七年之比、為或好士被借失了。仍借請他人書写之本、為支至要所築筆也。

建治元年二月廿二日 証悟

とあり、甚だ根拠の乏しい推測ながら、この「証悟」と「了悟」とが、或いは關係ある者かとも思はれる。たゞ、右の明教については、「石清水若宮歌合」や「現存六帖」・「明玉集」・「拾遺風体集」などの作者であることその他、明かでない(作者類)志遠上人の条には「光成人道明教」とあるが、「尊卑分脈」によれば志遠上人は寺の阿闍梨円俊で、その父は真観の弟光氏である。これによれば、明教は真観の甥となり、上記の事実とも合つて都合がよいが、「作者部類」の光成と「尊卑分脈」

の光氏とをつなぐ傍証が、(も)従つて証悟及びその「先人」とう一つほしいところである。) 知家との関係は、やはり明かでない。

⑮ 「源氏秘義抄付載の仮名陳状」(『国語と国文学』昭三九・六)なほ、これに対する寺本直彦氏の修正論「源氏絵陳状考」(上・下)、『同上』昭三九・九、一二)があり、そこに問題の陳状の全文が翻刻されてゐる。

⑯ この宝治元年の奥書の署名は「砂門 在判」とのみあり、前の奥書と同じ真観のものか否か明確でないが、記載方法からその可能性が濃いと、小松茂美氏(『後撰和歌集校本と研究』研究篇一六七頁)は言はれる。「京極中納言入道自筆他本」とか、「又改科紙」とか(傍点)の書き方から見て、やはり真観のと考へてよいであらう。

なほ、関戸本には、この後に
弘安十年正月下旬終書写之功了。所申出九条三位中将殿
之御本也。不審事等少々有之。重可令尋決歟。

釈春□(花押)

とあるといふ。この「九条三位中将殿」は、古典全集本の解題に述べられて小松氏も引用・承認してをられる通り、当年十二才の師教(時の右大臣忠教の子、)と思はれる。単に「九条三位」とのみあるならば、六条隆博を指すと見たいところであるが、「中将殿」と付いてゐるので、さうは考へられない。特に古典全集本の解題によれば、この本は弘安十年の書写と認められる由であるから、そのやうな誤記譌入の可能性はないであらう。そして、真観の書写本(又はその)が、どのやうにして師教の手に入つたかは、明かでないが、一応次注を参照されたい。

又、右の「春□」についても、影写本すら見ないので、手

がかりも皆無であるが、この時代で一つ思ひ当るものは、源光行の孫に当る重継で、出家して春覚(但しこの法名の上の字は、)と号した。その父は、曾沢太吉氏(『紫明抄の成立事情について』、『国語国文』昭三一・五)が素寂の前身を考へる上に検討の要があらうと言はれた光重で、子の重友が文永十一年に豊前守に任じてゐるから、年代的には合ふやうに思ふが、臆測までも行かず、思ひつきの範圍を出ない。

なほ、最近山下宏明氏の御教示によると、右の関戸本の複写フィルムが愛知県立文化会館内の図書室に収められたと言ふ。まだ閲覧の機を得ないが、不日調査して、奥書の文字も検討し、前稿及び本稿を補訂したいと思ふ。

⑰ この本の奥書は、「意味不明なものが多く、殊に各奥書間の関係も分明せず」(『図書寮典籍解』、甚だ理解しにくいのであるが、この部分の原文は

宝治二年秋之比、被借三召右府之後破損云々。

である。これがいつ記されたものか明かでないため、「右大臣」が誰を指すかも確かでないが、宝治二年からさほど距つてゐないやうに感じられ、もし次の建長二年の奥書とは同時に記されたものとするならば、宝治二年から建長二年にかけての右大臣は九条忠家であつて、前注に触れた師教の祖父である。従つて、もしこの比定が正しいとすれば、忠家―忠教―師教の家(九条)と真観や知家との連絡がついて、前注に述べた不審もはゞ解消するのであるが、今は一応の臆測を提出するに止め、断定は避けたい。

⑱ 原文には「前内大臣」(烏丸本)又は「前内大臣(小宮氏)と

あり、後藤重郎氏(『アテネ文庫』)はこれを道家とされたが、これは基家であらう。なほ、本文に後述する寛元元年六月十六日の奥書の次に、小宮氏蔵本には、

彼御本奥書云、

和歌所撰者拾遺三品自筆本也。末代宝物也。秘藏出國外努(不可脱カ)々々。

内大臣柳下御判

とあるが、これは基家が内大臣時代(嘉禎三年十二月)に記しておいたものと思はれ、又、本文にすぐ続いて述べる合点本の奥書に

又寛元元年四月十日、以京極中納言入道真筆同内大臣、能々家御本校合了。

とあることと共に、基家が定家自筆の一本を秘藏してゐたことを示してゐる。但し、基家は、前稿(第三)に触れた通り、定家とはむしろ不仲であつたらしいので、この本がいかにしてその手中に帰したかは筆者には明かでない。

①⑨ これを基家所持本と推定するのは、「新古今集」の烏丸本及び合点本の奥書との比較による。即ち、烏丸本上巻の延応元年十一月十六日の奥書に「或貴所御本壬生二位自筆本也」と記されたものと、同下巻の同月廿三日の奥書に「前内大臣家御本家隆二位真筆本」と記されたものとは、同一の本を指すが、この烏丸本の奥書自体からも明かであり(そのことは『図書寮典籍解題』、か『学篇』にも述べられてゐる)、かつそれは合点本の同年十月十八日(上)及び同廿二日(下)の奥書に「九条内大臣家御本也壬生二品、家隆卿真筆」とある本とも同一と考

へられる(前)から、基家所持本が当時少くとも一部では「或貴所御本」と呼ばれることもあつたことが判り、本文の場合もそれに当ると思はれるのである。

②⑩ この日孝を、後藤利雄氏(『人麿の歌集』)は建長五年の奥書とは無関係に近世の人物と見られたが、久保田淳氏(『家隆家集の伝来について』、『和歌文学』)が指摘されたやうに、後掲「橘研究」第十三号、昭三七・四)の諸本とそ為仲朝臣集・玉吟集)その他の奥書にも見える、建長年間生存の人物で、「衣笠家良や蓮性・真観に近かつた人、(更に臆測をたくましようすれば、或いは反御子左派の一員か)と思はれる」(久保田氏)。

②⑪ この本は、夙く鈴木知太郎氏(『在中得集の成立について』)の紹介などもあるが、近年片桐洋一氏(『伊勢物語の成長に関する集をめぐって』、『国』)の精細な考察によつて、「伊勢物語」の成立・成長を考へる上に重要な位置を占めてゐることが明かにされた。

なほ、この文永十二年の素寂の奥書は、後掲「友則集」・「順集」・「東方中将集」のそれと共に、素寂の伝記資料として、池田亀鑑氏(『紫明抄の撰者素寂は源孝元なるか』、『国語と国文学』昭一三・一)、「中古国文学叢考」第二分冊「源氏物語に関する」によつて、既に引用されてゐる。

②⑫ この本の三つの奥書がすべて同一人のものであるといふ明証はないが、前出「業平集」の奥書との比較などによつて、同一人(本文に記した通り、真)が順次に校合の折に記したものと見たい。

なお、書陵部蔵(五〇一)「猿丸大夫集」の奥には、「本云、清

輔本校了。」とある。

⑳ この奥書は、石橋敏男氏「小町集成立考」(『国語』第四卷第一号、昭三〇・八)にも引かれてゐる。

なほ、この本には、正応五年の資経と永仁五年の承空の各奥書が続いてゐるが、資経もしくは承空の奥書を有する私家集は多く(拙稿「承空上人」主としてその歌書の書写に)、その一群と反御子左派との間に伝來の脈絡があつたかを思はせる資料として、この奥書は注意される(上記拙稿注)。(参考)

㉑ この奥書は、島田良二氏「源順集の本文について」(『国語』昭三八)に既に引かれてゐるが、書本云、治三年西二月三日、以法性寺少将雅平本書写。文

永十二年三月六日、以靈山本書写之。同日一校了。素寂

とあり(末尾の署名が島田氏論文に「素舜」として引用されてゐるのは、恐らく誤植であらう。「寂」は異体字で記される)。冒頭の一字を欠く年号は、前掲「業平集」の奥書との比較と干支とから、「宝治」と判明する。

㉒ この奥書には署名がないが、他の多くの例から考へて、家隆筆本は基家の許にあつた公算が大きく、この書写は基家の行った可能性が大きい。

㉓ この奥書は、既に久曾神昇氏「三条右大臣(定方)集」(『書誌』十卷第一号)に引用されてゐる。

㉔ 本集の書写年時については、『国書聚影』に付された吉田幸一氏の解説に、

鎌倉時代中期写。(中略)箱書に後人の筆蹟で「曾根好忠之集 伝為氏筆」とあるが、書風はむしろ為家筆に近いもので

書写年代は弘安前後のものを見ることができると言ふ。但し為家は弘安元年より三年前に歿してゐる。

㉕ この呉氏藏本については、神作光一氏「曾禰好忠集の諸本研究序説」—曾丹集切および尚書禪門本系諸本の系譜を中心として—(『和歌文学研究』第一号、昭三九・四)にも、奥書を引いて紹介されてをり、かつ右神作氏論考によれば、「以三右尚書禪門本書写畢。」の奥書は、呉氏藏本の他、内閣文庫藏林羅山旧藏本・鳥原松平文庫藏本並びに若干の本に校合されて復原し得る岡谷氏藏本等にもあると言ふ。

㉖ この二つの奥書も、注㉒に述べた「猿丸集」の場合と同じく、同一人のものといふ確証はないが、一応同じ人物のものとしておきたい。

㉗ この奥書の署名は、現存本(江戸初)には「不学門隱 御名」とあるが、前稿(第一章)にも触れたやうに、後掲「帥中納言俊忠集」の奥書との比較などによつて、「桑門隱 御名」の誤写で、真観の奥書であること、『圖書寮典籍解題文学篇』(頁九四)及び、『桂宮本叢書第三卷』(解題一)の考証した通りである。

一方、文中の「九条入道三位」については、右二書が、「五条入道三位」の誤写で俊成を指すと見てゐるのは誤で、知家を指すことは、本稿に挙げた多くの例から、明白である。

従つて、建長五年の奥書の定円も、『圖書寮典籍解題文学篇』に「定家子か」としてゐるのはやはり當つてをらず、真観の子で当時有名な歌僧の定円であることも、確実であらう。この定円の仏教界における閏歴・事蹟等については、林幹弥氏「園城寺権大僧都定円」(『日本歴史』昭三五・八)に考察されてゐるが、それに

よれば、弘長・文永・建治の頃、洛東靈山寺に住し、「靈山法印」と呼ばれてゐたから、前掲「友則集」・「業平集」・「順集」等の文永十一年もしくは十二年の素菰の奥書に「靈山本」とあるのは、この定円の所持本と思はれる。

③① この奥書においても、建長五年の定円のと弘安八年の玄覚のとを、本来別個で無関係のものとする事もできるが、今は一続きのものと解しておく。それは、後述する通り真観や行家が仙覚の万葉校合に際して所持本を貸与してゐることを有力な傍証とし、併せて弘安年間には玄覚の在京してゐたことが推測される（佐佐木信綱氏『万葉集の研究、仙覚及』からである）。

なほ、玄覚については、最近久保田淳氏の精細な論攷（「権律師について——中世の万葉研究者に関する考」）が発表され、そこにも述べられてゐるやうに、小島憲之氏（由阿・良基とその著書——中世万葉学の一面——）によれば楠原本「能因集」奥書にも玄覚の名が見えるとのことであるが、近日久保田氏が楠原本の複写本を寓目されたところ、同本には玄覚の奥書はないらしいとのことである。

③② この本は夙く井上寿恵子氏（鮎永朝臣集について『書誌学』第十一卷第六号、昭一四・一二）が紹介されたのであるが、真観の年令・生年を示す資料として久保田淳（為家と光俊、『国語』・安井久善『改訂中世私撰和歌集攷』一〇二頁）と国文学『昭三三・五』・安井久善『歌集攷』一〇二頁）両氏も、右井上氏の論攷を挙げ、奥書（要所のみ）を引用してをられる。

③③ この本については、関根慶子氏『歌木奇歌集の研究と校本』（研究篇）に記されてをり、奥書も引用されてゐる。それによれ

ば、署名は「六旬有余翁」と記されてゐる由であるが、この年知家は六十六才であつた。

③④ この奥書の原文は
本云 以京極中納言入道 以自筆本書写之。
令愚薄於計 如本

年来雖書寫置又書之 齡七十二老比

で（『桂宮本叢書』第一卷）中途にも衍字や脱文があるが、末尾の署名も不完全で、少くとも「丘」の字がなければならぬ。そしてこれが、誰の奥書であるかについては、『桂宮本叢書 第四卷』（六頁）に「為家カ」としてゐるが、前掲「鮎永朝臣集」（陵部甲）及び後掲「玉吟集」（高松宮家）の各建長六年の奥書に「五十二老比丘真観」とあることから類推して、真観のものとするべきであらう。

③⑤ 本集は、先づ神宮文庫本が久保田淳氏「権律師玄覚について——中世の万葉研究者に関する考察」（注③①）に紹介され、奥書も引用された。（その奥書は順序も錯乱してゐる上に、誤脱の文字もあつて、判読しにくい）が、ほとんどの本文に要約したやうなことになるであらう。ついで、高松宮家・伊地知鉄男氏各蔵本が半田良平氏（九月、日大で開かれた和歌文学会第十回大会における研）によつて報告されたが、それらには建治二年（原定、研究発表）によつて報告されたが、それらには建治二年（原定、研究発表）の奥書はない。なほ、右論攷・発表に久保田・半田両氏が言及推測してをられるやうに、久曾神昇氏「顕昭・寂蓮」（九頁）によれば、三時知恩寺蔵古写本「寂蓮集」も、「弘安四年、玄覚が書写させた系統本」であるといふから、こゝに挙げた諸本と同様な奥書を有してゐるのであらう。

③⑥ 前掲(注)久保田淳氏論攷による。又、同じく寛元三年の五月

廿五日に、家隆自筆の「百番自歌合」が書写されてゐる(類本奥)が、これも或いは基家の手によつたものかも知れない。

なほ、安貞二年十一月廿日に、家隆筆承久三年十一月廿六日教家(男)奥書「秋篠月清集」が書写され、文永五年十二月十八日に重ねて書写されてゐる。それは書院部蔵本の奥書によつて知られるが、同本は松田武夫氏「秋篠月清集成立年代攷」(『国語と国文学』昭一〇・一)に紹介・報告され、先年松沢千里氏によつて『古典文庫』の一冊として翻刻刊行された。さてこの奥書に記された二度の書写も、恐らく基家によるものであつたと思はれる(年代的には為家でもよいが、状況証)。

そして、この「秋篠月清集」と前記「家隆卿百番自歌合」とは、共に正徹の奥書(「月清集」は応永十六年及び廿)を有し、かつ前者は為尹の本を書写したとあつて、冷泉家に伝存したものであると推測されるが、寛元三年から文安二年までの間の伝来が奥書に示されてゐない後者も、冷泉家に伝へられた公算が大きい。その点については、「万時」の伝来について後述するところをも参照されたい。なほ、堀部正二氏(『麗花集攷』、『中研究』)が一言された冷泉家蔵「私所持和歌草子目録」は、為相時代の冷泉家の蔵書目録と認められるが、最近堀部氏のノートを調査された片桐洋一氏の御教示によれば、その中には右二書の名は見えない。しかし、「歌合」・「家集」各条の末には、それら「百三十余帖各別草子在之」、「諸家集、百余家有之」と記されてをり、そこには名を挙げられなかつたとも考へられる。

③⑦ 本書は岩波文庫『藤原定家歌集』に翻刻されてをり、奥書だ

けは改造文庫『拾遺愚草』にも、久保田淳氏「権律師玄覚について」(注③)にも引用されてゐるが、真観が「砂門」とのみ署名してゐると見られる例は、前掲関戸本「後撰集」(注④)にもある。

③⑧ 以上の本文には、書写相伝に与つたのが反御子左派乃至その親近の者と判りもしくは推察されるものに限つて挙げたが、奥書の署名が欠除・不明(原本未見)もしくはその人物について未詳のために不確実ながら、多少ともその可能性を推測される伝本も、若干はある。次に、そのいくつかを挙げてみる。

(A) 奥書署名の人物の家系・閥歴が未詳ながら、或いはこの派の親近者かと目されるもの。

後拾遺集

建長二年十一月三日、「桑門在円」なる者が、「高命之貴」により、書写してゐる(書院部蔵二十一代集四〇〇本)『圖書寮典籍解』及び池田光政筆本 池田元候爵家蔵、各奥題文(篇)所載 岩波文庫本に校合

(B) 奥書に署名を欠くが、或いはこの派の者の手になるかと思はれるもの。

後撰集

建長四年六月廿六日(上)八月二日(下) 長谷寺において 承安三年清輔奥書の本が書写されてゐる(鳥取県立図書館蔵二十一代集 元禄頃写、旧藩主池田家旧蔵 本奥書——松野陽一氏の御教示によつたが、最近この本は杉谷寿郎氏「清輔本後撰和歌集考——鳥取県立図書館蔵後撰集——」十七輯、昭三九に詳しく報告され、奥書も挙げられてゐる)。

千載集

建長三年七月十一日、某が「或人」より「右兵衛督教定本」を借りて書写し、

同年八月十五日に、三度校合し、

同年九月九日に、或本をもつて校合した本(又はその)が、

正応五年八月中旬、「前越後守実時」の許で書写されてゐるやうである(静嘉堂文庫藏瑞忠宝校正本奥書——松野陽一氏「千載集の伝本に関するノート」究「第八号、昭三

七による。但し同本の奥書は誤脱多くて判読しにくく、右に記した書写校合の過程も、多分に疑問の余地がある。

新古今集

文永十一年八月(冊下)〜同十二年四月(冊上)、大夫阿闍梨(嘉陵部蔵合点本奥書)

に違ひないが、その人となりは、寡聞にして知らない。本が書写されてゐる(書

素性集

寛元三年十二月十日、「前藤大納言 為家本」によつて書写されてゐる(書陵部蔵甲五二〇本奥書題「文学篇」所載

前述「拾遺集」や「後撰集」と時期近く、特に前者とは奥書の文辞も似てをり、これも真観の書写ではあるまい

か。

小馬命婦集

建長五年七月十四日、「戸部(為家)本」をもつて書写されてゐる(類従本及び藤瀬秀子氏蔵「紫式部集」・「赤染要美術品等認定本奥書——なほ、『国書総目録』「赤染物件目録」所載本奥書——に合綴「赤染」

項は、これを右三部を通じての書写奥書と解してゐるが、重要美術品に指定されたことから考へて、恐らくその推定は正しいのであらう。又、年代の上からは、この時期に反御子左派が為家本を借用したことは考へにくいので、こゝに挙げるべき根拠はかなり乏しいと思ふ。

紫式部集(右「小馬命婦集」の条を参照)

赤染衛門集

禅林療葉集

建長五年五月七日、書写されてゐる(書陵部蔵一九〇一・本奥書)

成茂宿禰集

宝治二年十二月廿六日、「求法僧円頓」は、「大進(末)殿之御命」によつて、書写してゐる(書陵部蔵一五二・本奥書

——署名の僧は或いは定円ではあるまいか。定円は、注⑩所掲林氏論攷に述べられてゐる通り、園城寺に属してゐたから、かゝる署名をすることは十分考へられる。

堀川院百首十五人本

建長四年十月、「覚成法眼(末)本」をもつて校合し、「落

脱歌並びに雑歌の注と万葉の本歌等を皆書入れ」た者がある(内閣文庫蔵本奥書——橋本不美男氏「堀河院御時百首和歌伝本考」八号、昭三八・六

第二に報告されてゐる。その好学的傾向から見て、真観或いは知家あたりと

推測することも可能ではあるまいか。

天徳歌合日記

建治二年四月八日、証本によつて書写されてゐる（書陵部

蔵谷森本奥書——年代的に、反御子左派の手になつた可能性は少いが、一応挙げておく。）。

その他に、年時的には以上の諸書と同じ頃の奥書を有するが、反御子左派の者の書写と推測する根拠の殆んどないもの（例へば正嘉三年三月十二日の奥書を）有する「三代集之間事」類従本（や、逆に為氏あたりの奥書と思はれるもの（勅撰集や歌学書にも多いが、私家集）は、本稿の主題からも外れるので、一切省いた。

③② この「六条家本」について、吉永登氏（本文注）は、仙覚が関東祇候の頭氏（知家）から借覧したものと「四圍の状況から」推測されながら、

おそくも正嘉元年には来てゐた管の頭氏から、どうして五年後の弘長二年に至るまで貸出の因縁が生じなかつたのであらうか。このことは遙か後に来た真観と仙覚との関係から見ても奇異に堪へない。思ふに身分の相違がしかく手軽に事を運ばなかつたのであらう。或は光俊などの口添へもあつたためとも考へられ、それが案外真観本に六ヶ月遅れて用ひられた消息を語つてゐるものと思はれる。

と言つてをられるが、この重代の本は、当時正嫡行家の所有となつてゐたと考へるべきではなからうか。そしてそれを仙覚に提供したのは、関東に縁故の深かつた頭氏を通じてであつたかも知れないが、一方しばしば東下した真観が預つて携へて来たと考へることもでき、吉永氏が右引用の末尾に推測してをられ

る点と併せて、その方が蓋然性に富むやうに思ふ。

④① 久曾神昇氏が紹介（「新撰万葉集原撰本の出現」、「愛知大・学文学論叢」第三輯、昭二五・一一一）

翻刻（『未刊国文資料』）された本と、その後野口元大氏によつて翻刻（の）として『西日本国語国文学会叢書「平安和歌叢（一）」所収。よはに、その野口氏の解説によれば、本書は今井源衛氏の発見にかゝると）された、熊本北岡の細川家永青文庫蔵本とを、通称に從つてかう呼んでおく。最近、それが原撰本であることを疑ふ説（高野平氏「原撰本新撰万葉集を疑う」）も出てゐるが、ここではそれについては立入らない。

④② この本については『歌論集・能楽論集』（日本古典集）の解説（一四頁）に奥書を引いて記されてゐるが、直接には久保田淳氏の御教示による。

なほ、仮名本「詠歌大概」は、田中裕氏（「仮名本詠歌大概を輯、昭三四・八」）によれば、京大（平松）と陽明文庫（本）にも伝存する由であるが、奥書はないやうである。

④③ こゝで異本と言ふのは、勿論流布本に対しての称であるが、これは私家集の場合に多く、かつそれらの中に六条家本の少ないことは、(2)の条から明かであらう。一方、流布本は多く定家の手を経てゐると想像されるが、このことと右の事実とをいかに結びつけて考へるべきかは、性急に断定せず、今後の課題としておきたい。定家本が多く為家の許にあつたから、反御子左派ではそれに対抗して（もしくは止むを得ず）六条家本を書写相伝したと考へるのは、極めて明快にして興味深い見方であり、或いはその通りであらうかとも思ふが、現在の筆者にはそれを確証するすべがないからである。

④③ 因みに、土御門院小宰相を通じて伝存したことが奥書から知られる作品・伝本としては、本文に挙げたものの他に、「後鳥羽院御集」(応長本。『群書解題』(安田章生氏)執筆及び)や「建礼門院右京大夫集」(九大細川文庫蔵本他。井狩正司)がある。

④④ 従つて、真観乃至この派の人々と素寂とは、繰返すやうに恐らく定円を通じてであらうが、或る程度の親近的關係があつたと思はれる。ところで、本章の初に一部を引用した「光源氏物語本事」の作者「庭」が、もし臆測の通り基家乃至はこの派の親近者であつた場合、それが「河内本に対する駁辞」を有してゐる(今井氏前)ことも、それと矛盾しないやうに考へなくてはならない。仮定の上で論を進めて臆測を重ねるのは無意味に近いが、強ひて言へば、個人的親交と学問的批判とは自ら別であつた(特に真観や知家の好学的生活態度に)といふ風に説明できようか。

(附記) 本稿の内容は、去る一月の和歌文学会例会(於早)で発表

したが、冒頭に記した通り前稿と相補ふものであつて、前稿と同様、多くの師友の学恩を蒙つてゐる。特に、橋本不美男・井上宗雄・島田良二・久保田淳・松野陽一等、その他文中に芳名を記した諸兄には、直接種々の御教示を受けた。又、岡山大学池田家文庫蔵本については、赤羽学氏の御教示によるところがある。こゝに記して御礼申上げたい。

なほ、本稿も前稿と同じく、昭和三十七・八年度文部省科学研究費(総合研究)による研究の一部であり、要点だけは昭和三十七年十月の東大國語国文学会研究発表会に発表した。以下に附して本稿や前稿と扶け合ふ年表は、その折に資料として配布したものを基に、今回多分に補訂したものである。

昭和四十年二月

(追記) 反御子左派の者に付した符号を前稿では××としたが、本稿及び次の附表では、印刷上の都合により、* *とした。

(附) 鎌倉中期歌壇史略年表

(○) 御子左派、* 反御子左派、その他の符号・略号は概ね『和歌文学大辞典』付録「和歌史年表」に依ふ。

西暦	年号 (改元 月日)	撰集	歌合・歌会等	述作・書写等	人物・事件	主要人物 年令
一二四三	寛元 元 (二・26)		十一・7 河合社歌合(判・為家)〔類従一九九〕	四・10、六・14 某、基家所持定家自筆新古今集をもつて校合す〔書陵部蔵合点本奥〕 六・16 同前〔小宮本奥〕 八・22 沙門某(恐らく真観)、石山寺勝南院房にて拾遺愚草員外を書写す〔名大蔵米田本奥〕 九・2 兵部大輔雅、行宗より知家筆二度本金葉集を借りて書写す〔書陵部蔵御歌所本奥〕	前々年 定家薨す	為家 信実 知家 真観 41 62 66 46
一二四四	〃 二		十一・三 家良・為家・知家・信実・真観、六帖題和歌を詠み、互に点を加ふ(新撰六帖) 春夏 右大臣実経家百首 〔万代集・秋風集・家集他〕	二・17 源光行歿す〔平戸記〕 八・19 西園寺公経薨す	家良 公経 53 74	
一二四五	〃 三		九 入道前撰政道家家三十首〔万代集・秋風集・家集他〕 八・十 真観、為家・為氏・知家・行家・信実・少	五・25 某、家隆自筆百番自歌合を書写す〔類従本奥〕 六・9 真観、為家より定家筆拾遺集を借りて書写す〔日大蔵伝為明本奥〕		

二二四七 宝治 元 (一・二八)	二二四六 // 四	
九・後嵯峨院仙洞歌合判、 為家〔類從二〇〇〕	七 為家・良実・為氏・為教・ 知家・顯氏・行家・光俊 信実・基氏・光成・成茂・衣 笠内大臣家大夫・安嘉門 院四条らに日吉社五十首 を勸め、ついでこれを日 吉三社歌合とす〔万代集 ・夫木抄・家集他〕 十二 春日若宮社歌合〔左、 1 資季・2 伊成・3 顯氏・4 尊海・5 兼直・6 信実・7 為 繼・8 光成・9 經定・10 行家 ・11 重氏・12 尚侍家中納言・ 13 知家 右、1 藻壁門院少將・2 伊 志・3 忠兼・4 尊家・5 最智 ・6 真觀・7 信阿・8 伊嗣・9 鷹司院帥・10 成茂・11 在氏・ 12 中納言弟・13 下野、判、 知家〔桂宮本一四〕	將内侍・基氏・隆祐・行 能・成茂らに結縁經百首 (經裏百首・經の料紙の 百首)を勸む〔万代集・ 秋風抄・夫木抄・蓮性陳 狀・家集他〕
九・27 某〔知家か〕、 奇歌集を書写す〔書陵部藏本奥〕	二・28 真觀、為家より定家筆後撰 集を借りて書写す〔関戸家旧藏本 奥〕 三 真觀、為家本後拾遺集を書写す 〔吉川家藏本・書陵部藏兼右本等 奥〕 十一・9 真觀、知家本頭輔集を借 りて書写す〔岡山大池田家文庫本 奥〕 十二・3 真觀、知家より治承四奥 書 能因法師集を借りて書写す 〔書陵部藏本奥〕 十二・20 真觀 源家長筆帥中納言 俊忠集を書写す〔同前〕	八・5 家良、或所の異本人磨集を 書写す〔書陵部藏異本奥〕 十二・10 某〔真觀か〕、為家本素 性集を書写す〔書陵部藏本奥〕 冬 基家家隆の詠草を整理す〔高松 宮等藏玉吟集奥〕
	是年、真觀、為家 に預け置きし二女 子を引取る〔源承 口伝〕 一・29 後嵯峨院 讓位、久仁親王 (後深草)受禪 三・11 即位	基家 43
	為家 信実 知家 真觀 44 65 69 49	

	<p>蓮性*、陳状を上る〔類從 二二七〕</p>	<p>十・2 某(真観か)、定家筆貞応 元年本後撰集をもつて校合す〔関 戸家旧藏本奥〕</p>	<p>是年 某(或いは真観か)、猿丸集 を書写す〔書陵部藏丙本奥〕</p>	<p>一・18 久我通光 通光 62</p>
<p>一二四八 // 二七</p>	<p>為家、後嵯峨院より撰 集の院宜を蒙る(統後撰 集) 夏、万代集成り、秋、添削 を加へらる〔跋〕、撰者は、 家良又は真観か、(現存 三八二六首、和泉式部一 三二、後鳥羽院・定家・家 隆各六七、西行五四、貫之 四四、好忠四三、俊成三九、 道家三八、実朝三七、相模 三五、……為家三一、知家 一九、家良一〇、光俊七)</p>	<p>是年 後嵯峨院、道助法親 王・実氏・基家・家良・ 為家・定嗣・蓮性・顯氏 ・為氏・真観・寂西・行 家・成茂・隆祐・應司院 按察・應司院帥・承明門 院小宰相・俊成卿女・弁 内侍・少将内侍・藻壁門 院但馬・下野ら三十九名 に百首歌を召す(宝治百 首) 同 後嵯峨院歌合(八十五 番、判為家)〔歌書綜覧〕</p>	<p>二・9 真観*、貞応本古今集を書写 す〔吳文炳氏藏本奥〕 三・18 真観、人麿集を書写す〔弘 文荘善本目録〕 三・19 真観、古今集を書写す〔歌 書綜覧所載青木信寅・黒田太久馬 氏旧藏本奥〕 三・下 某、玄々集を書写す〔類從 本等奥〕 七・22 為家、嘉禎三定家書写古今 集に奥書を加ふ〔吉川家藏本奥〕 秋頃 右大臣(九条忠家か)、知家筆 金葉集を借り召す〔書陵部藏御歌 所本奥〕 十二・26 某(定円か)成茂集(宝 治百首)を書写す〔成茂宿禰集奥〕 宝治年間 某、法性寺雅平本業平集 を書写す〔書陵部藏甲本奥〕</p>	<p>一・16 道助法親 真観 家良 道助法 親王 54</p>
<p>一二四九 建長 元 (三・18)</p>	<p>十二・12 現存六帖一旦成 立、27後嵯峨院に奏覽、 撰者は真観〔代集〕又は 真観・家良(代々集目録)</p>	<p>九・13 鳥羽殿五首歌〔統 千載集・新拾遺集〕</p>	<p>一・8 実時、右典厩所特定家筆古 今集を書写す〔武田祐吉氏旧藏本 奥〕 一・21 某(真観か)、伊成本友則</p>	<p>一・16 道助法親 真観 家良 道助法 親王 54</p>

<p>一二五〇</p>	<p>二四・18 秋風抄成る〔序〕 撰者は真観か(現存本三 二二首、道家一八、信実 一四、為家、知家・家良各 一一、……基家五、真観〇)</p>	<p>(流布本八四九首、知家 六五、信実六四、為家五九、 家良四九、道家三六、隆祐 三二、家経二七、基家二一、 実二氏・鷹司院按察各二〇、 ……真観一一)</p>
<p>一二五一</p>	<p>三 閏九・29 真観・信実、閑 窓撰歌合を撰ぶ〔類従二 一六〕</p>	<p>八・15 鳥羽殿三首歌合 〔続古今集・夫木抄他〕 当座二首歌会〔夫木抄 同 新拾遺集他〕 九 仙洞詩歌合〔続後撰集 ・続拾遺集・夫木抄・現 存三十六人詩歌・和漢兼 作集他〕</p>
<p>九・13 後嵯峨院仙洞影供 歌合判、不明、衆議か 〔類従二〇一〕</p>	<p>七 某、行家筆院御本素性集を書写 す〔歌仙本奥〕</p>	<p>集を書写し、雅平本をもつて校合 す〔書陵部藏甲本奥〕 一・28 某(真観か)、猿丸集雅平 本をもつて校合す〔書陵部藏丙本 奥〕 二・3 某(真観か)、順集雅平本 をもつて校合す〔書陵藏甲本奥〕 三 某(真観か)、実方中将集雅平 本を人に誂へて書写せしむ〔書陵 部藏戊本奥〕 八 藤原某(或いは為氏か)、相伝 本信明集を書写校合す〔流布本等 奥〕 十二・14 明教、知家本清輔筆二度 本金葉集を書写す〔正宗教夫氏旧 藏本奥〕</p>
<p>七 某、行家筆院御本素性集を書写 す〔歌仙本奥〕</p>	<p>十一・3 在円、貴人の命により後 拾遺集を書写す〔書陵部藏本・池 田家藏光政筆本等奥〕</p>	<p>八・14 葉室定嗣 出家</p>
<p>真観 行家 信実 54 29 49</p>	<p>定嗣 43</p>	<p>定嗣 43</p>

<p>十又は十二 為家、統後撰集を奏覽す〔目録序・勅撰次第類〕(全歌数一三七一首、定家四三、実氏三一、良経二七、後鳥羽院二五、土御門院二〇、道家・家隆・慈円各一八、知家一七、和泉式部一五)</p> <p>十〇十二 真観、秋風集を撰ぶ〔田舎打聞集・代集〕(全歌数一三六五首、道家三四、後鳥羽院三三、定家三一、実氏二七、家隆二五、家良二三、俊成、為家・知家各二一、信実一八、土御門院一七、雅成親王・慈円・基家各一二、人丸・順徳院・承明門院小宰相各二)</p>	<p>閏九 吹田実氏邸御幸十首歌〔秋風集・統後撰集・統古今集・統拾遺集・百鍊抄・増鏡他〕</p>	<p>を借りて書写し</p> <p>八・15 三度校合し</p> <p>九・9 或る本をもつて校合す〔韻嘉堂本奥〕</p> <p>十二・13 為家、為氏に古今伝授を行ふ〔伝心集〕</p> <p>是年? 真観、統後撰集に對し、難統後撰を著す〔井蛙抄〕</p>	<p>二・5 某、或貴所〔基家か〕御本躬恒集を書写す〔書陵部藏本奥〕</p> <p>四・中 為家、為氏書写の古今集に奥書を加ふ〔武田本奥〕</p> <p>六・10 真観、異本貫之集を書写す〔弘文莊書目三十三号〕</p> <p>六・19 実時、右の為氏筆本により宝治三書写本に校合を加ふ〔武田本奥〕</p> <p>六・26 〃八・2 某、長谷寺にて承</p>	<p>二・21 九条道家 道家</p> <p>三・19 宗尊親王 葬す</p> <p>四・1 將軍とな</p>	<p>為家 54</p> <p>道家 60</p>
<p>一二五二 建長 四</p>					

	一二五三				
	〃	五三 是以後一年間に、基家、雲葉集を撰ぶ〔類従一五二〕(現存本一〇三三首、俊成三六、後鳥羽院・良経各三五、定家三三、順徳院・慈円・家隆各二九、寂蓮二六、土御門院二五、西行二三)		<p>安三清輔奥後撰集を書写す〔鳥取県立図書館本奥〕</p> <p>十 某、覚成法眼本十五人本堀川院百首をもつて校合す〔内閣本奥〕</p> <p>是年 某(真観か)、宝治年間雅平本書写の業平集に、三条三位入道本により校合を加ふ〔書陵部甲本奥〕</p> <p>正・5 某(或いは日孝か)、藤三位(知家か)本治承四奥書六条修理大夫集を書写す〔類従本奥〕</p> <p>二・26 日孝、土御門院小宰相本九条右丞相集を書写す、この本、後真観の手に入るか〔書陵部本奥〕</p> <p>三・9 日孝、知家本 治承四奥書橘為仲朝臣集を書写す〔類従本後集奥〕</p> <p>三・26 某、家隆筆深養父集を書写す〔書陵部蔵本奥〕</p> <p>四・9 某(或いは日孝か)、知家本 治承四奥書兼澄集を書写す〔同前〕</p> <p>四・13 某(或いは日孝か)、治承三奥書西宮左大臣集を書写す〔類従本等奥〕</p> <p>四・20 某(真観か)、宝治年間書写の業平集に、北相公(実氏か)本の歌を書き入る〔書陵部蔵甲本奥〕</p> <p>四・26 某、真観本三条右大臣集を書写す〔同前〕</p>	<p>基家 知家 真観 51 72 51</p>

	二五四 建長 六			<p>五・7 某、禪林齋葉集を書写す〔同前〕</p> <p>五・8 日孝、家良本異本人磨集を書写す〔書陵部蔵本奥〕</p> <p>六・某（或いは為氏か）、人磨集を書写す〔流布本奥〕</p> <p>七・14 某（同右）、為家本小馬命婦集・紫式部集・赤染衛門集を書写す〔類従本・藤瀬秀子氏蔵本奥〕</p> <p>九・14 定円、嶺殿（道家）本能因法師集を書写す〔書陵部蔵本奥〕</p> <p>十一・7 某（或いは真観か）、寂蓮法師家集を書写す〔高松宮・神宮他蔵本奥〕</p>		真観 52
			<p>正 柿本影供〔続古今集〕</p> <p>三 西園寺三首歌合〔続古今集・続拾遺集・新後撰集・夫木抄他〕</p> <p>九・13 龜山殿五首歌〔続古今集・続拾遺集・夫木抄他〕</p>	<p>正・16 某（真観か）、宝治三年書写の友則集に、知家本をもつて校合を加ふ〔書陵部蔵甲本奥〕</p> <p>正・17 某（真観か）、宝治年間書写の業平集に、知家本により校合を加ふ〔書陵部蔵甲本奥〕</p> <p>二・27 真観、或貴所より拝領の範永朝臣集を病腦の際に書写す〔同前〕</p> <p>三 藤原某（為氏か）、前年書写の人磨集を校合す〔流布本奥〕</p> <p>閏五・5 源定実、光俊本定家奥書基俊集を書写す〔書陵部蔵甲本奥〕</p> <p>七・20 某（真観か）、知家本安元二</p>		

	一二五五 建長 七	建長年間 高階宗成、遺塵集を撰ぶ〔書陵部〕	是年 顯朝家統千首〔続古今集・夫木抄〕	頭家筆小町集を書写す〔同前〕 十一・23 真観、基家本正本玉吟集を書写校合す〔高松宮本等奥〕 十二・24 某、真観本朝忠集を借りて書写す〔歌仙本等奥〕 是年〔四・28、八・27、九、十二〕親行、或人の依頼により古今集を書写校合す〔竹柏園本奥、研究史大成による〕	二・10 雅成親王 薨す	雅成親王
	一二五六 康元 元	九・13以後〔建治元以前〕 真観、石間集を撰ぶ〔代集、撰政家月十首歌合〕 〔現存三五首、基家三、基氏二、……実伊・今出川院近衛各二〕	九・13 基家百首歌合 〔基家・家良・伊平・良教・顯朝・忠定・経家・忠基・行家・実伊・伊長・伊嗣・具氏・寂西・真観・土御門院小宰相・院中納言・鷹司院帥・前撰政家民部卿・判、基家・行家・行家・真観〕〔書陵部、未刊国文に翻刻〕	正・11 日孝 真観建長六書写玉吟集を書写す〔高松宮本等奥〕 三 為家、阿仏に嘉禄本古今集を書写させ、 六・2 奥書を加ふ〔大島本奥〕 十一・22 正・9 某、為家より三代集の口授を受く〔上野図書館等古今集聞書〕 三・9 寂恵、古今集を書写し、ついで、 七・3 基家本・俊成本・定家本・三本・家隆本・清輔本により校合を加へ、更に 七・4 実時本により、親行の亭にて校合を加ふ〔武田本奥〕 四・5 八・3 親行、建長六書写古今集に、定家本二本・飯本・清一本・基家本・俊本・家隆本により校合を加ふ〔竹柏園本奥〕	四・28 九条教家 薨す	教家
						基家 54 真観 54 行家 34

一二五七 正嘉 (三・14)元				十一 知家 [*] 薨す 〔源承口伝〕	知家 77
一二五八 正嘉 二	宝治二以後は年までの間 知家、明玉集を撰ぶ〔田 舎打聞集・夫木抄他〕 [*] 現 存九四首、時朝四、知家 ・家経各三、家持・仲実・ 肥後・西行・後鳥羽院・ 光俊・尊海・実経・師光 ・基雅各二……和泉式部 ・顯季・顯輔・家良各一				
一二五九 正元 元 (三・26)	三・16 西園寺実氏邸一切 経供養の際、為家、後嵯 峨院より撰集の院宣を蒙 る〔延慶兩御評陳状・井 蛙抄・勅撰次第類〕 八・15頃 新和歌集成る、 撰者に為氏・時朝・西円 等の説あり〔類従一五三〕	三・6 北山行幸和歌〔統 類従四〇一〕 八・15 時朝家歌会〔淨意〕 〔新和歌集〕	三・12 某、三代集之間事を書写す 〔類従本等奥〕 三・23 為家、為相に古今集注を授 く〔偽〕〔書陵部・京大等古今集 注〕	十一・26 後深草 院讓位、恒仁親 王〔龜山〕受禪 十二・28 即位	為家 62
一二六〇 文応 元 (四・13)	二・5 新三十六人撰成る 〔類従一五九〕	是冬 大嘗会屏風歌、悠紀 方、経光、主基方、行家 〔続拾遺集・新千載集〕	五・中以後 真観、関東において籤 河上を著す〔静嘉堂本奥〕 七・5 為家、為氏書写嘉禄本古今 集に奥書を加ふ〔土橋家本〕 十・6頃 宗尊親王、三百首を詠み、 為家・実氏・基家・行家・光俊・ 家良に批点を乞ふ〔類従一七九・ 群書一覽〕	十二・21 真観・ 宗尊親王の師範 として東下〔吾 妻鏡〕	宗尊親王 真観 57 18

<p>二二六一 弘長 元七・22 宗尊親王、基政に撰集を命ず〔東撰六帖〕〔吾妻鏡〕</p>	<p>七・7 宗尊親王家百五十番歌合〔判、基家〕〔古典文庫〕</p> <p>是冬頃、後嵯峨院、実氏・基家・家良・為家・為氏・行家・信実より百首歌を召す〔弘長百首・七玉集〕〔類従一七二〕</p> <p>是年 内裏等歌合類々〔明題部類抄〕</p>	<p>二・9 為家、素暹に古今伝授を行ふ〔研究史大成による〕</p> <p>二・21 公朝、真観寛元四書写後拾遺集を書写す〔吉川家藏本・書陵部藏兼右本奥〕</p> <p>夏 仙覚、真観本等により万葉集を校合す〔文永三年本奥〕</p>	<p>実氏 68 基家 59 家良 70 為家 64 為氏 40 行家 39 信実 85 真観 59</p>	
<p>二二六二 //</p>	<p>九 勅撰〔続古今集〕撰者に、基家・家良・行家・光俊を加へらる〔勅撰次第類〕</p> <p>九 三十六人大歌合成る、撰者は真観又は真観・為家〔類従二一六〕</p>	<p>十二 後嵯峨院仙洞十首歌〔後嵯峨院・良実・実雄・家良・師継・為家・行家〕〔続古今集他〕</p>	<p>正 仙覚、六条家本により万葉集を校合す〔文永三年本奥〕</p> <p>八・2 某、真観本西宮左大臣集を書写す〔書陵部藏禁裏本・岡山大池田家文庫本奥〕</p> <p>八・某、真観本建長六日孝書写九条右丞相集を書写す〔書陵部本奥〕</p> <p>十・13 某、〔行家か〕九条にて建長五真観本転写三条右大臣集を書写す〔同前〕</p> <p>十・25 為氏、承元三定家書写本に より新古今集を校合す〔柳瀬本等奥〕</p> <p>十 某、建長五日孝書写橘為仲朝臣集を書写す〔類従本後集奥〕</p> <p>是年又は以後間もなく、為家、自身の家集〔為家脚集〕を撰ぶか〔桂宮本六〕</p>	<p>基家 71 家良 40 行家 60 真観 60</p>

二二六三 弘長 三	是頃 女房三十六人歌合 成る〔類從二一六〕	二・8 政村亭千首統 歌・真観上首たり〔吾妻鏡・寂法律師文〕 三 住吉社・王津鳥歌合 〔為氏勸進か、判なし〕 〔書陵部〕 是年 内裏百首歌〔続古今集・続拾遺集・夫木抄他〕	七・5、23 宗尊親王、詠草を為家に送り、批点を乞ふ〔吾妻鏡〕 七・29 宗尊親王、建長五ノ正嘉元の作を撰び、初心愚草と号す〔同前〕 八・4 為家、宗尊親王に古今集を進覽す〔初雁文庫本奥〕 十・28 七・23に送りし宗尊親王の詠草、為家より返され、六義奥旨一卷を添ふ〔吾妻鏡〕	七・16 真観上洛〔吾妻鏡〕 是年 為相生る〔公卿補任〕	七・18、真観東下し、宗尊親王に内々勅撰のことを謀り、ついで十二・5 政村亭統歌会に出席〔吾妻鏡〕 十二・25 信実卒 〔扶桑名画伝〕	真観 66 61
二二六四 文永 元 (二・28)	二四・28 後嵯峨院、実氏以下四名を召し、撰集のこととを議せしむ〔外記日記〕 十二・26 続古今集奏覽〔序・勅撰次第類〕〔全集流布本一九二五首、宗尊親王六七、実氏六〇、定家五六、後嵯峨院五四、後鳥羽院四九、為家四二、家隆四一、土後門院三七、順徳院三五、知家二九、俊成、良経・光俊各二八〕	七・7 白河殿〔禪林寺殿〕 七首 (後嵯峨院58・実雄26・為家79・資季42・顯朝45・師経28・為氏14・資平27・行家37・為教25・公雄15・雅言27・忠継23・具氏28・経任20・真観45他、題、為家・行家・真観)〔類從一六五〕 七・24 (白河殿か) 当座歌合〔判、真観〕〔桂宮本一四〕 八・15 龜山殿十五夜歌合〔判、衆議〕〔類從二〇二〕	十二・9 真観、宗尊親王の仰にて瓊玉集を撰ぶ〔跋〕〔類從二三〇〕	九・10 家良薨す	家良 73	

一二七五 建治元 (四・25)		一二七六 〃 二	<p>三 閨三 時宗、伊信(画)・資宣(詩)・真観(歌)に命じて、現存三十六人詩歌を撰ばしむ〔類従二二四〕</p> <p>七・22 為氏、龜山院より撰集の院宣を蒙る(統拾遺集)〔勅撰次第類〕</p>	<p>九・13 撰政家月十首歌合判、真観)〔類従二〇三〕</p> <p>是年? (住吉社三十五番歌合(左、1為氏・2静覚或いは、3為雄・4為兼か、6棟国・7慶融、右、1 国平・2 為世・3 尊為・4 定為・5 宣平・6 国助・判、為氏)〔書陵部・京都府立図書館〕</p>	<p>八? 四 某、大夫田嘉本新古今集を書写す〔書陵部蔵合点本奥〕</p> <p>三・6 素寂、靈山本願集を書写す〔書陵部蔵甲本奥〕</p> <p>四・16、17 素寂、同右業平集を書写校合す〔同前〕</p> <p>五・22、23 素寂、建長元書写実方中将集を書写す〔書陵部蔵戌本奥〕</p> <p>是年 某(伝為氏)、真観建長四書写異本貫之集を書写す〔弘文荘書目三十三号他〕</p>	<p>正・11 行家、某を書写す〔書陵部蔵合点本奥〕</p> <p>五・1 行家、某を書写す〔書陵部蔵合点本奥〕</p>	<p>行家 78 53</p>
		<p>四・8 某、天徳歌合日記証本を書写す〔書陵部蔵谷森本奥〕</p> <p>九・3 某、基家本・寂蓮法師家集を書写せしか〔神宮文庫蔵本奥〕</p>	<p>六・9 真観卒す〔尊卑分脈〕</p>	<p>真観 74</p>			